

南区農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画等の変更について

1 変更の概要

(1) 変更種別：除外

(2) 変更概要

付図番号	除外箇所	除外前の用途区分	農用地区域外からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	南区茨曾根字四拾五番割 9300 番 1 外 3 筆	農用地	法第 13 条第 2 項該当 具体的理由：機材置場及び露天 駐車場敷地の拡張	畑・用悪水路： 2,294 m ²	機材置場及び 露天駐車場

2 変更理由

【経済情勢の変動その他情勢の推移】

新潟市南区茨曾根地区において、機材置場及び露天駐車場敷地の拡張を行うものである。

申出者は、昭和 58 年創業の、高い基礎施工技術を有する建設会社であり、主に民間企業の事務所、店舗、工場、倉庫及び公共施設等の基礎工事を中心に受注している。近年は県外業務の受注も増加しており、経営状況は良好である。

近年、受注の増加により資材が増えていること、また、基礎杭工法の増加に伴い工事に必要な建設機械や材料が増えたことにより、保管に必要な機材置場が手狭になってきている。併せて、現在、申出者が賃貸借により使用している新潟市北区の資材置場について、土地所有者の都合により賃貸借契約を解約する予定となっており、早急に代替地が必要な状況となっている。

さらに、業務拡大に伴う従業員の増加により駐車場用地が不足し、近隣の借地も使用しているがそれでも足りず、やむを得ず既存従業員駐車場の通路上に駐車している状況であり、早急な駐車場の確保が必要となっている。

以上のことから候補地を検討したところ他に適地なく、やむを得ず当該地を機材置場及び露天駐車場敷地の用に供する土地として農用地区域から除外するものである。

3 変更箇所位置図及び詳細図

【位置図】及び【詳細図】

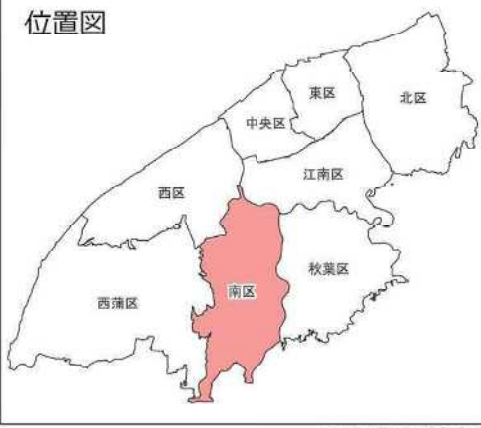
4 変更箇所に係る農林水産事業実施状況（事業実施中及び事業完了年度の翌年度から起算して 8 年未経過のもの）

事業名	工期	受益面積	除外面積	事業調整の結果
県営かんがい排水事業白根郷地区	令和 2 年度～ 令和 6 年度	5,145ha	0.2294ha	事業実施中の地区であるが、受益面積のうち除外面積が微少であることから、当該地区に及ぼす影響は軽微なものでありやむを得ない。

5 当該変更の経過

日 付	事 項
R6. 7. 17	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県提出
R6. 8. 6	南区農業振興地域整備計画の変更に係る事前相談等申出書 県回答
R6. 8. 19	南区農業振興地域整備計画変更案に係る11条公告・縦覧開始
R6. 9. 13	南区農業振興地域整備計画変更案に係る縦覧終了（意見書提出なし）
R6. 9. 30	南区農業振興地域整備計画変更案に対する異議申出期間終了（異議申出なし）
R6. 10. 3	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県提出
R6. 10. 8	南区農業振興地域整備計画の変更に係る法定協議 県回答
R6. 10. 22	南区農業振興地域整備計画の変更に係る12条公告（農振除外）

位置図



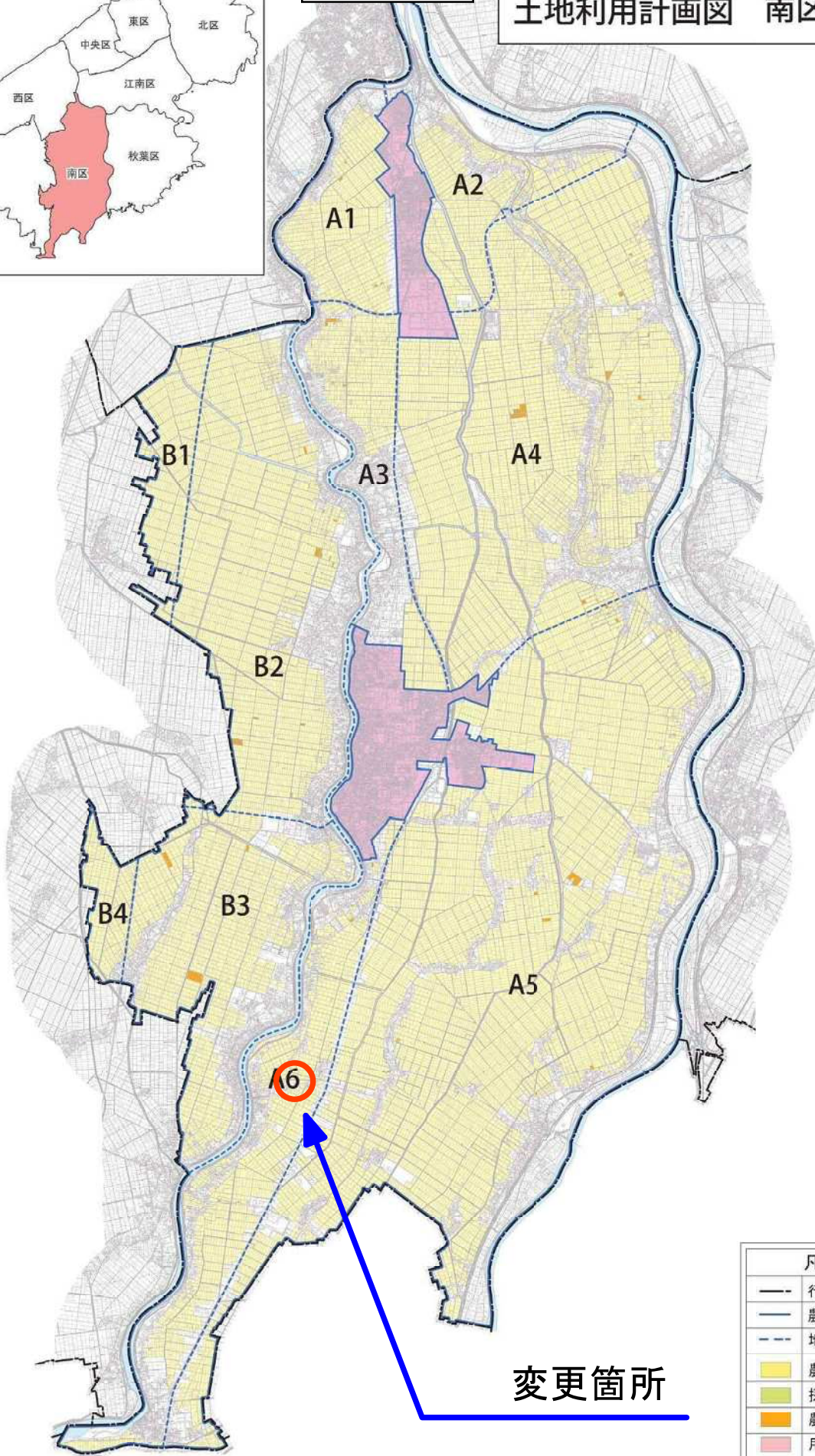
位置図

付図1号

土地利用計画図 南区



S=1/25000



凡 例	
—	行政区界
—	農業振興地域界
- - -	地区区域界
■ (Yellow)	農振農用地
■ (Light Green)	採草放牧地
■ (Orange)	農業用施設用地
■ (Pink)	用途区域

変更箇所

詳細図

